

周南市高齢者プラン「第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」策定
業務委託事業者評価委員会設置要領

(設置)

第1条 周南市高齢者プラン「第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」策定業務の受注者の決定に当たり実施する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）において、企画提案の評価、特定等を行うため、周南市高齢者プラン「第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」策定業務委託事業者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、プロポーザル手続の次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 企画提案の審査及び評価の基準の策定に関すること。
- (2) 企画提案の審査及び評価の実施に関すること。
- (3) 企画提案の特定に関すること。
- (4) その他プロポーザル実施について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者で構成する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、こども・福祉部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又

は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、高齢者支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年1月1日から施行する。

(有効期間)

2 この要領は、企画提案の特定をもって委員会を解散した日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

委 員
こども・福祉部長
健康医療部長又は同部長が指名する者
地域福祉課長又は同課長が指名する者
高齢者支援課長又は同課長が指名する者
健康づくり推進課長又は同課長が指名する者